

第12回 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会

日時：令和7年5月28日(水)

午後1時～午後3時

場所：環境処理センター会議室

○事務局（山城） 委員の皆様のお発言につきましては、お名前が入った会議録として、市役所1階行政情報コーナーと本市ホームページにより公開となりますので、御了承ください。

○浦邊委員長 それでは、傍聴者について御報告をお願いします。

○事務局（山城） 傍聴の方はおいでになりませんので、このまま進めさせていただきます。浦邊委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○浦邊委員長 まず、本日の会議の成立について御報告をお願いいたします。

○事務局（山城） 本日の会議は、委員8人中、全員の出席を得ており、委員過半数の出席がございますので、同要綱第6条第2項により、この会は成立をしております。

なお、本市の4月1日の人事異動により、2名の委員に交代がありましたので紹介させていただきます。河野委員の後任で谷垣委員です。

○谷垣委員 谷垣です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山城） 大上委員の後任で和泉委員です。

○和泉委員 和泉です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山城） また、事務局でも就任・交代があり、新たに就任した平見室長です。

○事務局（平見） 平見です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山城） 林主査の後任で、畑主査です。

○事務局（畑） 畑です。よろしくお願いいたします。

○浦邊委員長 次第2の議題の（1）について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（荒木） 私、荒木から説明いたします。

芦屋市廃棄物減量等推進審議会を3月13日に開催し、第9回から第11回の検討委員会の内容について説明・報告をしております。特に、意見等はございませんでしたので、説明資料等もございません。以上です。

○浦邊委員長 資料1については、質疑は無いということですので、次の議題に移ります。

○事務局（荒木） 資料1の説明をさせていただきます。お手元の資料、A4の一枚物になりますので、御確認をお願いします。

4月25日に開催しました運営協議会での意見等についての説明です。項目の1つ目、施設計画(神戸市との広域処理)に関する意見です。

中継施設の整備について、“「中継方式」「運搬車両動線」「臭気対策」の計画内容、他の自治体の整備事例の調査・研究も行いながら検討してほしい。”とのことであり、この委員会で検討を行ったとおり、“「中継方式」については、複数の方式の比較検討を行い、経済性やパイプライン施設との接続の容易性等に基づき、[既存ごみピット改造方式]を採用することとしています。「運搬車両動線」については、プラットホームへの車両軌跡の確認も行っており、運搬車両へのごみ積み込み作業や運搬の時間帯の設定も含めて検討を進めていきます。”と回答しております。

次に、“神戸市への運搬車両は1日当たり何台の運行を考えているのか。また、車両が通行する阪神高速湾岸線について、南芦屋浜地区内で防音壁の未設置箇所があるため、市から阪神高速に対し防音壁の設置を要望してほしい。”とのことであり、

“1日あたり15台程度の運行を想定しています。防音壁の設置要望については、環境行政を所管する部署に伝えることとします。”と回答しています。

また、ごみ分別の徹底に関する意見がございました。

2つ目の項目、多面的価値。

“リチウムイオン電池やスプレー缶の混入に起因した火災が発生している。廃棄物処理施設は、火災等危険な状況の発生も想定されるため、多面的価値の創出にあたっては安全の確保を考えてほしい。”とのことであり、処理施設の火災により設備が損傷し、長期にわたってごみ処理が困難になっている事例は把握しています。来所される市民の方々の安全確保は重要なことであると認識しておりますので、“貴重な御意見としていただきます。”と回答しております。

次に、“大阪で開催された花博会場の鶴見緑地は、ごみ等を活用して築山を造成している。本市での整備についても、ごみを活用し盛土を行い、浸水対策やヘリポート設置につなげてはどうか。”とのことであり、

“浸水対策は「災害対策計画」の中で検討を進めています。ヘリポートは、総合公園と中央公園の2か所を設定しています。”と回答しております。

次に、“焼却施設を中継施設にすることで発電ができず、EVパッカー車の導入もできないとのことであるが発電の有無とは関係なく導入してはどうか。”とのことであり、“EVパッカー車の導入は、災害発生時に活用できますので有効であると認識しています。なお、パッカー車の種別については、今後検討が必要になってくると考えています。”と回答しております。

次の項目、災害対策計画です。

“浸水対策として確保すべき安全性の目標が多段階で設定され、そのうち“多少浸水するが施設の機能は維持される”対象の施設として“ごみピット等”を掲げているが、浸水に伴い1つの設備が故障するとほかの設備運転にも影響する。つまり、浸水させないことが原則であると思う。”とのことであり、

“ご意見を参考に、検討を進めたいと考えます。”と回答しております。

最後の項目、その他として、リチウムイオン電池の分別の周知についての御意見をいただいております。

今後も、この検討委員会を開催した後、運営協議会に説明を行い、意見をいただきながら計画の検討を進めていきたいと考えています。以上です。

○浦邊委員長 資料1の運営協議会の意見等について、何か御質問・御意見ございましたら、お願いいたします。

○井上委員 災害対策計画で、“ご意見を参考に、検討を進めたいと考えます。”ということで、環境省は、令和4年11月と日付を入れて非常に見やすいです、確認する場合に。次の事項で質問します、日付を入れることが非常に資料の信頼性と正確性に結びつきますので、是非、次も続けていただけたらと思います。

○事務局（尾川） 手引き等があれば、この資料のとおり明示させていただきたいと思えます。

○金子委員 意見に対して対応・考え方をお示しいただいているので、この資料から読み取るしかありませんが、各々の意見に対し“進めていきます。”“伝えることとします。”という回答をしていただいているため納得感があるのですが、多面的価値の2つ目、“浸水対策は、「災害対策計画」の中で検討を進めています。”としていますが、自らの問題ではないため他に言ってくださいみたいに見えるのですが。この方の意見はどのように扱われたのか、ちょっと気になったので教えてください。

○事務局（尾川） この方の御意見は、鶴見緑地はごみで築山を造成し高さを確保しているということです。ただ、本市の環境処理センターとしては、特にごみを利用し高さを確保することは考えてはおりません。ただし、浸水対策という面で高さを確保することは、一つの方法ではありますので、「災害対策計画」の中でいろいろと考え検討を進めております。正確には書いておりませんが、ごみ等を活用して築山を造成することは考えておりませんという意味です。

ヘリポートを設置してはどうかについては、総合公園と中央公園の2か所が設定されておりますので本市環境処理センターに設置することは無いという意味でございます。

○金子委員 理解いたしました。ただ、資料として残るので、明確に書いていただいても良いのかなと思います。

○浦邊委員長 私も、金子委員の言われるように、この資料1は今後公表されますので、市としての考え方として、ごみを活用した築山の造成は行いませんと書いた方が良いと思います。次の事業方針計画、資料2について説明をお願いします。

○事務局（荒木） 前回の委員会のレジメにおいて、今回の委員会の予定議題としてPFI事業導入可能性調査を挙げておりましたが、このPFIの件を含め、事業方針計画として資料を整えました。

まず、前回委員会の資料の事業方針計画の部分を見ていただきたいと思いますので、お手数ですが、資料4の70ページ、赤の付箋を貼り付けております。最後の75ページまでが前回委員会の資料になっております。

次に、資料2をお願いいたします。前回の委員会資料と見比べていただきたいと思います。委員会を開催した後、事務局で点検・検討を行い、1ページから10ページ上段、5事業方式の方針の記載部分まで一部の図表を見やすく、また詳細内容を追記しました。特に8・9ページのリスク分担について、段階、リスクの種類、内容でのリスク分担例を新たに記載しました。

9ページ最後、環境省作成の「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」が本年3月に改訂されましたので、その内容を参考にして、これらの表を添付しています。

10ページ（1）PFI等の概要以降の部分が、PFI事業導入可能性調査に関する内容となっております。

御承知かとは思いますが、P F I は、従来の公共事業では個別に発注されていた設計、建設、維持管理、運営の全部もしくは一部を一体的に性能発注することにより長期の事業として実施することであり、民間のノウハウや資金を活用して、同一水準のサービスであればより安く、同一価格であればより上質なサービスを提供する手法となっております。平成11年にP F I 法が制定され、表-6のとおり、廃棄物処理施設もP F I の対象となっております。

下の2段落目、また、P F I 以外にも資料の1ページの表にありましたように、公設民営方式、公設公営方式等の事業手法があり、他の民間活力を活用する事業手法を含めP P P と総称されています。

11ページ(2) 国内におけるP F I 等の適用状況です。

P F I 法が制定されて以来、令和2年3月末時点で実施方針が公表されたP F I 事業は818事業で、令和元年に実施方針が発表された事業数は77であり、年間事業件数はこれまでの最高となっております。なお、令和4年までに実施されたP F I 事業数は、表7のとおり、全体で1,004となっております。

表の3つ目の分野、環境衛生(斎場、廃棄物処理施設、浄化槽)、廃棄物処理施設を含め113という実績になっています。

本市におけるごみ処理事業の特性としまして、2つの項目を記載しております。

1) 現有施設の運用と新ごみ処理施設の供用開始です。現在の焼却施設は、公設民営方式、長期包括的運営委託により運営管理を実施しています。委託期間末である令和11年度まではこの運用を継続し、令和12年度以降は、中継施設の供用開始とともに、神戸市との可燃ごみの広域処理を開始する予定としています。旧焼却施設の解体跡地に建設する資源化施設は、令和15年度からの供用開始を予定しています。

2) 施設整備における基本方針については、目標を3つ、地球温暖化対策、循環型社会の形成、環境保全と定めています。

(4) 本事業に関する法令等の整理。

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項として、再委託の禁止があります。法的手続の内容として、一方、民設民営方式の場合、供用開始後の施設所有者が民間事業者となるため、廃棄物処理法第8条の許可を要することとなり、手続の方法が複雑となり、期間について公設民営方式(P P P)、及び民設民営方式(P F I (B T O))より長期となる可能生があることに留意する必要がありますと整理しています。

2) 税制関係として、民設民営方式では、事業者が施設所有者となることから、地方税法に基づき、不動産取得税と固定資産税等が課税されます。

各事業方式における課税範囲は、次のページの表に整理しております。

(5) 基本計画における調査対象とする事業方式及び契約スキームで、1) 調査対象とする事業方式ですが、民設民営方式(PFI(BOT))と民設民営方式(PFI(BOO))の場合、廃棄物処理法第8条の許可を要するため、手続の方法・期間が公設民営方式(PPP)及び民設民営方式(PFI(BTO))を上回る可能生があること。また、地方税法に基づいて、不動産取得税と固定資産税等が課税されることから、調査対象の方式は、6つの方式のうち、民設民営方式(PFI(BOT))と民設民営方式(PFI(BOO))を除くこととしています。

よって、調査対象とする事業方式は、公設公営方式(DB)、公設民営方式(PPP(DBO))、公設民営(PPP(DB+O方式))、民設民営方式(PFI(BTO))の4つの方式としています。

2) 契約スキーム。

14ページ、表9に、契約相手方、契約形態、資金調達方法を整理しています。左から、公設公営、公設民営、民設民営の各方式として、例えば、公設公営での契約の相手方は、設計・建設はプラントメーカー、運営業務は無く、契約形態、設計・建設は各々での請負契約となることを整理しています。

(6) 事業方式の検討結果。

こちらは、次回の検討委員会での説明予定項目であるため未定稿としていますが、最終的なまとめ方を、表のとおり、定量評価と定性評価を行い、総合評価を行うことで事業方式を選定したいと考えております。以上です。

○浦邊委員長 資料2について、何か御質問等ありましたらお願いいたします。

○荒井副委員長 何点か確認してよろしいですか。5ページ、表3、資源化施設及び粗大ごみ処理施設における事業方式、これによると、公設公営方式、公設民営方式、民設公営方式の合計が209。一方、11ページ、表7、PFI事業数が出ています。この中で、環境衛生(斎場、廃棄物処理施設、浄化槽等)については、事業主体別で113。出典が環境省と内閣府とで違うため、異なっていると思うのですが、説明をしておいた方がよいと思います。

○事務局(尾川) 環境省では133、内閣府では76です。

○荒井副委員長 P F I の範囲が、環境省と内閣府では違うのかもしれませんが。

○事務局（尾川） どちらを採用するかを検討したいと思います。

○荒井副委員長 10ページ（1）P F I 等の概要。P F I は、“従来の公共事業では個別に発注されていた設計、建設、維持管理、運営の全部もしくは一部を一体的に性能発注により長期の事業として実施。”とあります。

廃棄物処理施設の設計と建設は、設計付き施工（計画）あるいは性能発注という言い方で、設計と建設は一体で実施している自治体が多いのです。現在の表現であれば完全に分離しているように見えますので、“設計・建設”という表現にした方が良いでしょう。

文頭の“公共事業”は、“公共事業、特に廃棄物処理施設の事業”とした方が良いでしょうかという気がしました。

もう一点、12ページ（4）本事業に関する法令等の整理、1）ア再委託の禁止があります。下から2行目“他の民間事業者に委託できないことになっているため、当該民間事業者自らが許可を有し実施するか、発注者である自治体が他の民間事業者へ別途委託する。”の表現を、許可を持つ必要があることを明確にするため“許可を有する民間事業者”とした方が良いでしょう。文面の整理で結構です。

○事務局（尾川） 修正させていただきたいと思います。

○井上委員 荒井先生、もう少し教えてほしいです。直営方式でも、こういうことあり得るのですか。

○荒井副委員長 直営方式の場合はありません。運営委託を依頼する会社が、許可を有し自らで実施するか、もしくは、許可を有した会社に依頼することとなります。自らで実施せず、何らかの業者に依頼することはできないということです。

○井上委員 要するに、丸投げするなってことですか。

○荒井副委員長 それに近い表現となります。

○井上委員 そうですね。

○浦邊委員長 荒井副委員長は、環境省が本年3月に手引きを改訂しましたが、その検討委員会の座長をされておられますが、今回の事業方式の考え方は改訂内容を反映されていると認識してよろしいですか。

○荒井副委員長 よろしいかと思います。契約義務の内容が中心になっています。

13ページ、表8、各事業方式における課税範囲が出ています。このような表は初めて見ます。課税されることについては以前から問題意識を持っていたのですが、このよう

な形で整理されるのは、コンサルさんが良いからかは分かりませんが、税の種別に区分しており良い資料だと思います。

○浦邊委員長 DBOは安価になると言いますが、課税という点では変わらないところがあります。

○井上委員 こういう表は一覧して、分かりやすいですが、大阪国税局に相談行くような分は含まれないですか。芦屋市が、具体的に、法人税を払わなくてもいんだけど、払うという微妙なところがありまして。指定管理者とか、具体的に集会所の場合。

話が違うんですけど、荒井先生がおっしゃったように、こういう税金がかかる、かからない、こういう一覧表、非常に判断しやすいのは理解しました。

○荒井副委員長 例えば、官公庁に対して手続きを行う場合、事前協議を行うのが前提かと思っております。

○浦邊委員長 次に、財政支援制度、資料3について御説明をお願いいたします。

○事務局（荒木） 施設整備事業を進めていく上での財源や交付金制度を説明いたします。

まず、財源の内訳。一般廃棄物処理施設の整備に関する事業費は、交付金、地方債、一般財源の3項目の財源で賄うことになります。

(1) 交付金について、「循環型社会形成推進交付金」は、市町村が廃棄物の3Rを総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理施設等の整備を計画するよう平成17年度に創設された環境省所管の交付金制度になります。

この交付金制度では、交付対象地域として人口5万人以上、または400km<sup>2</sup>以上という規模の下限があり、本事業で利用できる交付金につきましては、循環型社会形成推進交付金と廃棄物処理施設整備交付金の2つがございます。循環交付金は、循環型社会の形成を図ることを目的として、施設整備交付金は、大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた、平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムの強靱化を目的としております。

2ページ、現在計画している新ごみ処理施設の整備事業は3つです。中継施設と新資源化施設の整備工事、そして旧焼却施設の解体工事。これらの事業の種類・交付率は表2のとおりで、両交付金ともに3分の1の交付率となっております。

(2) 地方債、事業に必要な資金を外部から調達するための債務であり、1) 一般廃棄物処理事業債として、イのごみ処理施設整備事業が該当します。2) の財源対策債の2つがございます。

(3) 一般財源。交付金及び地方債で賄えない費用につきましては、市の一般財源を充当することとなります。

(4) 財源計画ですが、今回の整備事業では、循環交付金もしくは施設整備交付金を活用し、地方債、一般財源で賄うこととします。

3 ページの図をご覧ください。

総事業費は、交付対象事業費と交付対象外事業費に区分されます。左から、交付金は事業費の3分の1。一般廃棄物処理事業債は事業費から交付金を除いた75%。財源対策債は事業費から交付金を除いた15%。一般財源は事業費から交付金を除いた10%となります。なお、地方債の50%は交付税で措置され市の歳入となります。

交付対象外事業費は、一般廃棄物処理事業債は事業費の75%。一般財源は事業費の25%。なお、地方債の30%は交付税で措置されます。

2、交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率を整理しています。

(1) 中継施設。既存ごみピットに貯留した可燃ごみを大型運搬車への積替え等、廃棄物の広域処理を行うための施設です。循環交付金、施設整備交付金ともに、廃棄物運搬中継施設は交付対象となっており、交付要件として、ごみ処理の広域化・施設の集約に伴うものであるとされています。性能指針については、特記事項はなく、交付率は3分の1となっております。

なお、既存施設の改修等が主になるために、集じん、脱臭設備以外の設備を整備する場合は、交付金対象外となるものも発生すると考えられます。

4 ページ、(2) 新資源化施設。旧焼却施設跡地を利用して、新資源化施設を整備します。交付金対象とするためには、性能指針を満足する必要があるとございます。循環交付金、施設整備交付金ともに交付対象とはなっておりますが、性能指針として、1の性能に関する事項として、ごみ処理能力、破碎物の性状が定められ、2の性能に関する事項の確認方法も詳細に定められており、これらの指針を満足する場合、交付金として3分の1が交付される内容になっています。

5 ページ、(3) 廃棄焼却施設の解体。新資源化施設を整備するための旧焼却施設の解体工事です。なお、旧焼却施設に関連しない建物・設備、海側にあるペットボトル施設等の建物。また、施設内に残存している什器等の撤去・処分等は交付対象外となります。両交付金ともに交付対象となりますが、交付要件として、アンダーライン部分、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際、当該廃焼却施

設の解体事業と定められています。交付率は同様に3分の1となっております。

本市の事業を進めるに当たり、この基本計画策定、また生活環境影響調査に必要な費用などについて、既に令和3年度から循環交付金の交付を受け、取り組んでいるところでございます。以上です。

○島津委員 2ページ(2)地方債について、こういう事業であれば、90%や75%という比率があるかと思えます。交付金や補助金を除外した後の比率が分かりません。

3ページの上段の表、交付金3分の1、一般廃棄物処理事業債に交付税措置とありますが、本市は不交付団体のため交付税措置は無いと思うのですが。

○事務局(荒木) 本市は不交付団体ですが、財政課に確認したところ、交付団体になるかどうかを算定する際の計算には、この50%は加算され、それが一定の金額を超えた部分に対しては交付税が措置されるとのことであり、本市は、閾値を超えないがために不交付団体になっていると聞いております。

○島津委員 ルール的には、表のとおり交付税措置があるが、該当するか該当しないかは現時点では分からないということですね。

○事務局(荒木) 他の地方債を活用している状況によって、閾値を超えれば交付団体、超えなければ不交付団体となります。現状で、交付される・交付されないかは分かりかねるとのことです。

○島津委員 起債は事業全体の何割まで充てられるのですか。

○事務局(荒木) 一般廃棄物処理事業債は、交付対象事業費から交付金を引いた75%。

交付対象外事業費も75%が一般廃棄物処理事業債となります。

○島津委員 2ページにその比率を書いていた方が良いと思えます。

○浦邊委員長 新資源化施設について、リサイクル率を上げるとか、プラスチックを処理する場合、特例措置はあるのですか。

○事務局(尾川) 今のところございません。

○島津委員 先ほどの3ページ上段の表、一般財源は10%とあるが、不交付団体であれば一般財源の持ち出しは増えるのでは。表だけを見ると一般財源は10%のみであるとあるが、その点はどうなりますか。

○事務局(尾川) それは閾値を超えるかどうかによって、不交付団体になるのか、交付団体になるのかによって変わります。閾値を超えるかどうかの積算においては、かなりのボリュームを占めることとなりますので、この事業を含めることで閾値を超える

可能生はございます。

○浦邊委員長 資料4、検討委員会のまとめについて説明をお願いします。

○事務局（荒木） 第1回から昨年3月に開催した第8回までの資料をまとめておりますので、資料4をお願いいたします。

第8回までは、焼却施設について検討を進めておりましたので、表紙に焼却施設と資源化施設と記載しております。資料につきましては、特段、修正等を加えた箇所はございませんので、御清覧ください。

続いて、もう一つの資料、第9回から第11回までのまとめたものになります。御承知のとおり、第9回からは中継施設について追加検討をしております。

27ページ、A3の資料をお願いいたします。中継施設の方式の検討を行ったものでして、表の最後、総合評価の表現に関して、委員会において分かりやすくと御指摘がございましたので、修正しておりますので、御確認をお願いいたします。

55ページ、悪臭の規制基準です。規制基準において、56ページの表にある、悪臭物質による濃度規制としているが、委員会において、臭気指数による規制をしてはどうか。また、神戸市ではこの規制を導入しており、経緯等の調査を行ってはどうかとの意見がございました。

神戸市での導入経緯を見ますと、飲食店の臭い等の苦情があり、物質濃度による規制が困難な事例が増加したこと。また、神戸市の環境基本計画の方針に沿って、平成25年度から臭気指数による規制を始められています。

本市の環境処理センターでは、施設内の臭気が外部に漏れないよう悪臭対策を施しており、悪臭に関する苦情が寄せられている状況はございません。また、本市の環境計画について、今年度から第4次環境計画がスタートしており、悪臭に特化した新たな取組みはありませんが、大きな目標として、“清潔で快適に暮らすことができるまち”を掲げており、この方針の下で、当センターにおいても、日常的な悪臭対策を継続していくこととしております。

したがって、臭気指数による規制までの考えはございませんので、資料記載のとおり、物質濃度による規制基準を遵守してまいります。

その他の修正箇所はございませんが、今一度、御意見等がございましたらお願いいたします。以上です。

○井上委員 53ページからの公害防止計画、その56ページの一覧表です。特に56ページ、アンモニアからキシレンです。この表でいくと、どこから資料を、基準を持ってきたのが明確でないので、調べようがなかったもので、私なりに調べると、平成6年4月付、中央公害審議会の答申を得て、追加物質となって。56ページの下4つ、どこから引っ張ってきているのか、これでは見えないです。そこら辺、正確に表現したほうが、信頼度が上がると思いました。

○事務局（尾川） 表の上に記載していますように、悪臭防止法の抜粋です。

○井上委員 勿論、そうなんです。通達がどんどん出てるんです。具体的に私の調べたのでは、6年4月1日付で、これが一番新しかったです。

だから、資料はいいですけど、私ども見る場合にどうなの。これ、どこから出てきているんですかとなってくるんです。そういう意味で、日時入れていただいたら、より信頼性とか正確性が増すと思います、是非、今後、願いたいと思います。

○荒井副委員長 55ページに、下水道法による排水基準値があり、表12-1-2欄外に“出典)下水道法施行令”の記載と合わせ、この悪臭についても出典を記載しておいた方が良いでしょう。

○事務局（尾川） わかりました。

○井上委員 荒井副委員長がおっしゃったように、下水道法と違うんです。だから、混同すると不正確になってきますので。

先に行きますと、結局、境界線上と敷地内線上という概念が入ってくるんです。ここら辺をきちっとしないと、敷地線上であるとか敷地内、そこら辺の議論に進んでいかないです。そういう意味で発言してるんです。

○浦邊委員長 一般的に言いますと、悪臭防止法は煙突からの排ガスに伴う悪臭を規制するわけではなく、我々の生活の範囲内で、高さ約1.5メートル、敷地境界での試料採取となります。煙突からの排ガスが臭いという苦情があると、焼却炉が原因となっているのか、また、運搬車両が臭いと言われると対応は困難です。ごみ焼却炉というイメージで臭いがするという方も多いかと思います。

プラスチック選別設備などプラスチックに熱を加えると臭いが生じ、その苦情であれば、敷地境界である程度は規制ができると思います。濃度は低いですが感覚臭気、つまり臭袋法で測定すると意外と臭気を感じる可能生もあります。臭いによる規制は、地域全体として臭いがするのであれば実施する必要がある。この場合、井上委員が言われ

るような懸念があれば、感覚的な測定が必要となるため今後対応が必要かもしれない。

住宅地内での臭いですが、自宅内の何らかのごみ、また、近隣からの臭いかもしれないため、原因の特定には相当困難な問題が出てくると思います。

今回、御意見があったことだけは記録として残し、今後、検討していただければと思います。

○荒井副委員長 PPP方式という記載がありますが、PPP方式の定義を追記しておいた方が良くと思います。

○事務局（尾川） わかりました。

[議題 メーカーアンケート] 【非公開】

○浦邊委員長 最後、その他について、御説明をお願いします。

○事務局（荒木） 次回の第13回検討委員会は11月に予定し、議題としては、事業方針計画などを考えております。また、生活環境影響調査については、7月に周辺地域への振動や騒音などの予測・影響の分析に着手し、11月に調査結果を取りまとめた上で、本市の環境審議会に報告を行う予定となっております。

○浦邊委員長 特に無いようでしたら、本日の委員会を終了させていただきます。有難うございました。

以 上。